

第6 監査の結果(各論)

以下、契約方法別に、競争(一般、指名)入札、随意契約、指定管理者制度の順に分類して記載している。

【競争入札】

1. 金沢美術工芸大学学舎清掃業務

委託業務区分	施設清掃
委託業務内容	金沢美術工芸大学学舎清掃業務
業務委託理由別分類	業務の効率化及び人件費等その他経費の節減
款・項・目	教育費・大学費・美術工芸大学管理費
担当課	金沢美術工芸大学事務局
委託料	1. 当初予算計上額 13,356,000 円
	2. 最終支出額 13,356,000 円
委託履行期間	平成 18 年 7 月 1 日 ~ 平成 23 年 6 月 30 日
委託事業開始時期	平成 15 年度以前
委託契約先名称	中部ビル管理株式会社
委託契約先分類	営利法人
契約方法	一般競争入札
指名競争入札理由とするもの	一般競争入札による契約であり、該当なし
契約期間	平成 18 年 7 月より 5 年契約 (長期継続契約)
再委託の有無	無

(1) 委託業務の概要

年末年始、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日実施する日常清掃業務
年 10 回又は 5 回実施する普通教室・研究棟清掃業務
ワックス仕上げ等年 1 回実施する特別清掃業務
年 1 回実施する窓ガラス清掃業務
週 2 回実施するゴミの分別業務、学舎の清掃業務

(2) 業務委託理由について

業務の効率化及び人件費等その他経費の節減を理由としており、委託料は、平成 16 年度 16,800 千円、平成 17 年度 14,217 千円、平成 18 年 7 月以降の年間 13,356 千円と推移しており、確かに経費の節減効果が認められる。

(3) 契約内容について

制約付き一般競争入札を実施している。

本委託契約は、平成 15 年度から平成 17 年度までは、指名競争入札で当該業者と締結されていた。

しかし、より競争原理を働かせ一層の経費の節減を図るために、予定価格 1,000 万円以上の清掃業務には一般競争入札を導入するという金沢市の方針を受けて、平成 18 年 5 月 29 日に、長期継続契約(5 年)による本業務の一般競争入札が行われている。長期継続契約の根拠は、金沢市条例の「施設の清掃及び警備に関する委託契約」に該当するためである。

また、一般競争入札への入札参加資格は、次のとおりで、このような制約が付されてはいるが、特に不当な参入制限とは認められない。

主たる営業所(本店)の所在地が金沢市内にあること。

平成 17 年 10 月 1 日直前の決算済み 2 事業年度において、「清掃業務」の請負実績が、平均 3,000 万円以上であること。

業務ビル(事務所、商業施設又はこれらの複合施設)において清掃面積 3,500 m²以上の清掃業務を、12 月以上連続して実施した経験を有すること。

なお、平成 18 年 4 月から 6 月までは、一般競争入札導入へのつなぎとして随意契約で当該業者と締結されているが、その随意契約理由は、「当該業者は、平成 17 年度当該業務の請負業者であり、本学の業務内容に精通し、日常の業務を遺漏なく確実に遂行しており、また、勤務態度も勤勉である」であった。

(4) 入札について

平成 16 年度の指名競争入札時の指名業者は 10 社であった。そのうち 6 社が、平成 17 年度の指名競争入札時にも指名されており、予定価格内入札者は当該業者 1 社のみで、落札率は 99.9%であった。

そして平成 18 年度の一般競争入札では、平成 17 年度の指名業者のうち応札した

のは4社(D社、E社、G社、I社)であった。そして応札業者10社の第1回入札で、月額予定価格以下の者が2社あり、そのうち、より低い入札をした当該業者が落札した。結果的に、当該業者が当該業務を指名競争入札時、一般競争入札時を通して受託している。一般競争入札を導入したことにより、前年度から引き続き応札した業者割合が半分以上となり、予定価格内応札者も2社あり、落札率も約1%低下している。なお、入札額は、税抜金額である。

平成17年度 指名競争入札		平成18年度 一般競争入札	
業者名	入札額	業者名	入札額(月額)
A社	13,700,000円	K社	1,140,000円
B社	13,700,000円	L社	1,100,000円
C社	14,600,000円	M社	1,119,800円
D社	13,540,000円	D社	1,060,000円
E社	14,200,000円	E社	1,080,000円
F社	13,600,000円	N社	1,070,000円
G社	13,900,000円	G社	1,172,000円
H社	13,800,000円	O社	1,100,000円
I社	13,700,000円	I社	1,160,000円
J社	13,900,000円	P社	1,150,000円

(5) 予算の正確性の検証

当初予算計上額と最終支出額に差異はない。

(6) 対価としての妥当性について

委託料の積算は、積算清掃場所・作業内容ごとに清掃面積に清掃単価を乗じたものに年間清掃回数を乗じて算定している。

清掃単価は、当該業者の見積単価を参考としており、見積単価の中身については、トイレ等清掃作業に負担が伴う箇所については単価を上げる等、作業内容に応じた積算が行われている。

ただし、清掃単価に当該委託業者の見積単価を参考としていることについては、特定の業者に依存していることとなるため、相互に比較するためにも見積りを複数の業者から徴し、詳細な積算を実施することが望ましい。

意見

金沢美術工芸大学学舎清掃業務委託料の積算においては、複数業者から見積りを徴し、より詳細な積算を実施する必要がある。

(7) 再委託の状況について

該当なし

(8) 事後評価の実施状況

委託料の実績を、毎期の次期予算見積計算に反映している。例えば、平成 20 年度には金沢美術工芸大学学舎の各部屋の利用状況をもとに、清掃回数の見直しを行ったことに伴い委託金額の減額変更をしている。

また、平成 16 年 4 月 1 日から清掃業務委託に係る履行状況評価が実施されており、そのための要領、評定基準マニュアルも整備されている。

監理課検査員と委託業務担当課職員がそれぞれ年 4 回評価し、その業務委託成績評定は、当該業者に通知される。評価項目は 9 項目あり、その合計点で 5 段階に総合判定される。

委託料は年々削減されているにも拘らず、当該業者の平成 17 年度からの評価結果を見ると、「普通」から「良好」に改善されている。

評価結果は、入札の有資格者名簿の格付けに反映されるし、成績優秀者は表彰もされる。業者のモチベーションを高めるのに有効な方法である。

2. 次期廃棄物埋立場建設事業に係る環境影響評価業務委託

委託業務区分	調査、研究、測定、集計
委託業務内容	次期廃棄物埋立場建設事業に係る環境影響評価業務
業務委託理由別分類	知識・技術の高度化により直営による対応が困難
款・項・目	衛生費・清掃費・清掃施設建設費
担当課	環境局環境政策課
委託料	
1. 当初予算計上額	67,620,000 円（債務負担行為 2 年次目現計化分）
2. 最終支出額	67,620,000 円（債務負担行為 2 年次目完了分）
委託履行期間	平成 18 年 5 月 29 日～平成 20 年 9 月 30 日
委託事業開始時期	平成 18 年度
委託契約先名称	日本工営・東洋設計共同企業体
委託契約先分類	営利法人
契約方法	公募型指名競争入札
公募型指名競争入札理由とするもの	予定価格が 1,000 万円以上のコンサルタント業務、システム開発業務
契約期間	平成 18 年 5 月 29 日～平成 20 年 9 月 30 日
再委託の有無	無

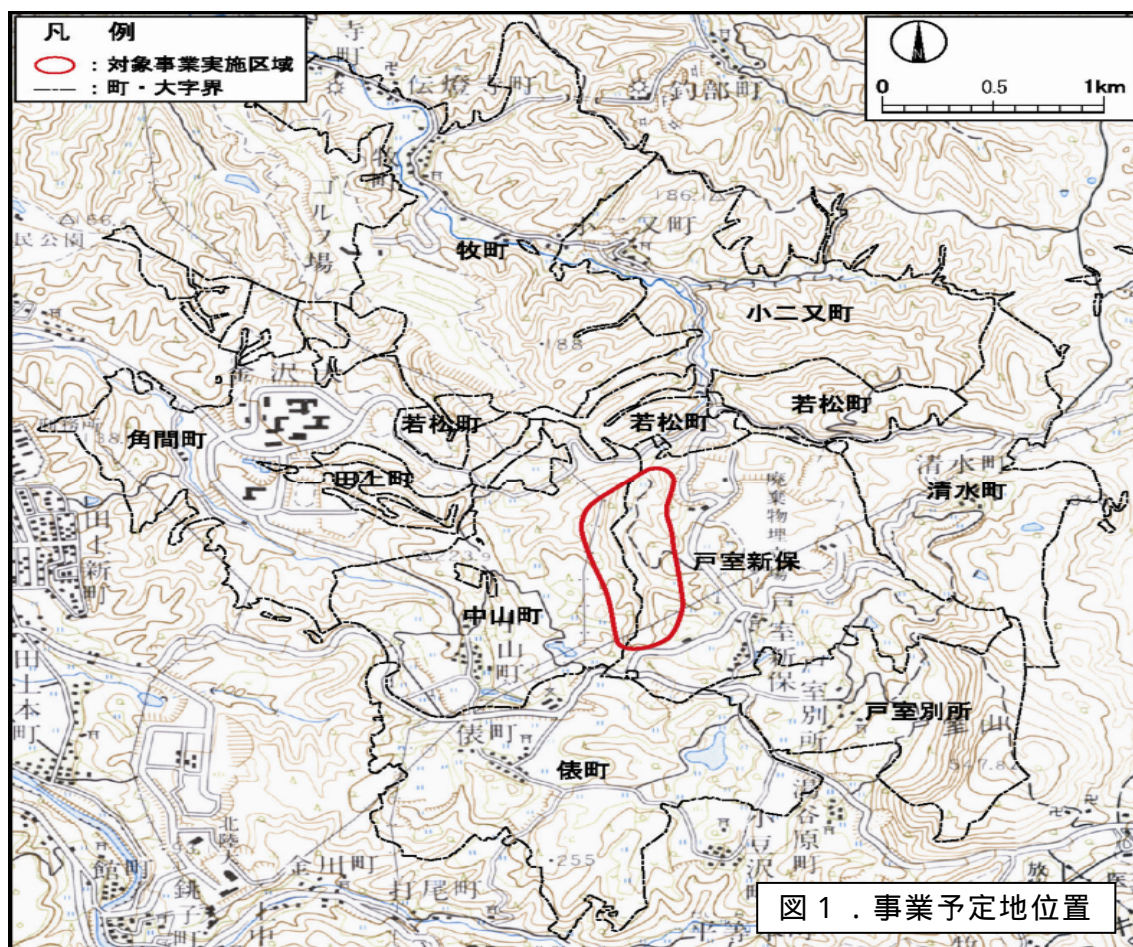
(1) 委託業務の概要

「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」(石川県条例)に基づき、金沢市が計画している次期廃棄物埋立場(5ヘクタール以上)建設事業に伴い、環境の保全について適切な配慮を行うため、事業が環境に及ぼす影響についての調査、予測及び評価を実施するもので、契約期間が3年度にわたる大規模な環境影響評価業務である。

対象事業概要：

- ・ 事業予定地 金沢市中山町、戸室新保地内 外
- ・ 事業区域面積 約540,000 m²
- ・ 埋立地の面積 約141,000 m²
- ・ 埋立容積 約3,000,000 m³
- ・ 埋立廃棄物の種類 家庭系及び事業系一般廃棄物、産業廃棄物(燃え殻、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、汚泥、解体廃材<小規模なもの>)

現地地図：



(2) 業務委託理由について

委託の理由は、知識・技術の高度化により直営による対応が困難なためであり、本業務は、環境アセスメント関連の業務とコンサルタント業務の共同企業体でなければ実施できない高度な知識・技術を要求される調査、予測及び評価業務である。

(3) 契約内容について

公募型指名競争入札を実施している。

「金沢市役務に係る公募型指名競争入札実施要綱」により、予定価格が 1,000 万円以上のコンサルタント業務、システム開発業務は、公募型指名競争入札とされている。

監理課が入札参加資格の原案を作成し、「金沢市入札契約手続審査委員会」に諮り、最終決定することとなる。

入札参加資格は、

2 以上の共同企業体であること。

代表者は直前 2 事業年度の環境アセスメント関連の業務実績が平均 5 億円以上であること。

金沢市内に営業所を有すること。

他の構成員は直前 2 事業年度のコンサルタント業務の実績が平均 1 億円以上であること。

技術者を 10 人以上有すること。

金沢市内に本店を有すること。

であるが、以上の条件 を満たす業者は 8 社で、条件 を満たす業者は 15 社であった。条件 ・ を満たす業者同士で共同企業体を結成するとすると 8 社となるが、そのうち 6 社が応募してすべて指名されている。

一般的に入札参加資格を絞り込み過ぎることは、競争を制限する可能性もあるため、より多くの業者が参加できるよう、公募条件を極力限定しないような配慮も必要である。

(4) 入札について

平成18年度に、公募型指名競争入札を行ったが、指名業者は6社で、そのうち5社が入札し、1社は入札辞退している。予定価格を下回ったのは、落札業者のみであり、落札率は約96%であった。

平成18年5月29日		
業者名	入札額	
A 共同企業体	140,000,000 円	落札
B 共同企業体	辞退	
C 共同企業体	195,000,000 円	
D 共同企業体	183,500,000 円	
E 共同企業体	201,000,000 円	
F 共同企業体	182,000,000 円	

(5) 予算の正確性の検証

当初予算計上額と最終支出額に差異はなかった。

(6) 対価としての妥当性について

まず、5社から見積書を徴し、最低見積業者(落札業者とは別業者)の見積書を参考に業務設計書を作成している。

業務設計書から

予定価格 = 技術業務費 + 調査業務費 + 消費税

(技術業務費の積算)

= 直接業務費 + 間接業務費

= 直接人件費 + 直接経費

= 諸経費 + 技術経費

= に一定率を乗じる。

= (+) に一定率を乗じる。

(調査業務費の積算)

= 直接業務費 + 間接業務費 + 分析費

= 直接人件費 + 直接経費

= に一定率を乗じる。

= 数量に単価(代価表)を乗じる。

一定率は、「社団法人日本環境アセスメント協会」、「国土交通省調査業務・技術業務経費」に拠っている。

なお、業者見積書と業務設計書を比較すると、業者見積書の項目ごとに一定の査定率を乗じた数値が業務設計書の数値に近いものが多く、業者見積をそのまま

認めるのではなく、一定の査定率を乗じることで委託料を削減しようとしている。

また、諸経費は一定率を乗じて算定されており、詳細な内訳明細等を参照してまでは積算されていない。

(7) 再委託の状況について

該当なし

(8) 事後評価の実施状況

経済性や効率性の観点からの事後評価は特に実施されていない。

また、県条例に伴う準備書・評価書を7月に作成し、住民説明会を開催し、住民からの意見公募を行っていることから、委託業務の成果は、有効活用されていると思われる。

当該委託事業は既に完成しており、監査意見に対する措置を求めることはできないが、将来において同種の委託業務を実施する際には、委託料の積算時に業者に詳細な経費内訳の提出を求め、対価としての妥当性を検討するとともに、実績報告書等に基づく事後評価を実施し、その結果を翌期以降の予算計上等に反映させる必要がある。

3. 東西クリーンセンターダイオキシン類測定調査業務

委託業務区分	調査、研究、測定、集計
委託業務内容	東西クリーンセンターダイオキシン類測定調査
業務委託理由別分類	知識・技術の高度化により直営による対応が困難
款・項・目	衛生費・清掃費・ごみ処理費
担当課	環境局環境政策課
委託料	
1. 当初予算計上額（東部・西部）	2,528,000 円、2,459,000 円
2. 最終支出額（東部・西部）	2,444,400 円、2,438,100 円
委託履行期間	平成 19 年 6 月 9 日～平成 20 年 3 月 21 日
委託事業開始時期	平成 15 年度以前
委託契約先名称	株式会社金沢環境サービス公社
委託契約先分類	営利法人
契約方法	指名競争入札
指名競争入札理由とするもの	工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約で、その性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき
契約期間	平成 19 年 6 月 9 日～平成 20 年 3 月 21 日
再委託の有無	無

(1) 委託業務の概要

当該業務は、ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、平成 11 年度から実施しているもので、東西クリーンセンターの運転に伴って発生する排ガス等のダイオキシン類濃度及び作業環境中のダイオキシン類濃度を測定することにより、処理工程からの排出状況を把握している。

また、処理施設の機能及び周辺への影響を評価するとともに、各種発生源から作業環境への排出状況を把握し、作業環境中への発散抑制対策の資料とするための調査業務である。

当初は、この種の測定調査業務を行い得る業者は全国に 10～20 社しかなかったため、随意契約で業務委託していたが、後に、業者数も増えてきたため、現在は指名競争入札を導入している。

(2) 業務委託理由について

委託の理由は、知識・技術の高度化により直営による対応が困難なためであり、確かに、「ダイオキシン類測定調査」には特殊かつ高度な技術が要求される。

(3) 契約内容について

指名競争入札を実施している。

業者選定理由は、金沢市内の業者であること。計量証明事業所であること。

作業環境測定資格を有し、ダイオキシン類のサンプリング業務を行えることである。

なお、については、平成 18 年度では「北陸 3 県に事業所があること」であったが、平成 19 年度に、「試料採取の際の利便性・相手方とのきめ細かい頻繁な打ち合わせが可能であること」という理由から制限したものである。

4. 入札について

平成 15 年度

	第 1 回	第 2 回	
A 社	4,700,000 円	4,600,000 円	A 社と不調随意契約 落札率約 99%
B 社	4,750,000 円	4,650,000 円	
C 社	4,800,000 円	4,650,000 円	
D 社	4,830,000 円	4,650,000 円	

平成 16 年度

A 社	2,900,000 円	A 社が落札	落札率約 97%
B 社	2,950,000 円		
C 社	2,960,000 円		
D 社	2,970,000 円		

平成 17 年度

A 社 2,700,000 円 A 社が落札 落札率約 99%
B 社 2,790,000 円
C 社 2,800,000 円
D 社 2,830,000 円

平成 18 年度

A 社 4,750,000 円 A 社が落札 落札率約 98%
B 社 4,950,000 円
C 社 5,180,000 円
D 社 5,100,000 円
E 社 5,600,000 円
F 社 5,200,000 円
G 社 5,070,000 円

平成 19 年度

A 社 4,650,000 円 A 社が落札 落札率約 98%
B 社 4,700,000 円
C 社 4,910,000 円
D 社 5,100,000 円

平成 15 年度は、第 1 回・第 2 回入札の結果予定価格以下の入札がなく、第 2 回入札の最低入札業者 A 社と不調随意契約を結んだ。平成 16 年度は、4 社が入札し予定価格内が 4 社で、A 社が落札した。平成 17 年度は 4 社が入札し、予定価格内で最低価格であった A 社が落札した。平成 18 年度は 7 社が入札し、予定価格内で最低価格であった A 社が落札した。平成 19 年度は、4 社が入札し、予定価格内が 2 社、そのうち、より低い価格の当該業者が落札した。

落札率（落札額を予定価格で除して求めた数値）は、平成 15 年度が約 99%、平成 16 年度が約 97%、平成 17 年度が約 99%、平成 18 年度が約 98%、平成 19 年度が約 98%であった。

また、平成 15 年度の第 2 回入札で B 社・C 社・D 社がすべて 4,650,000 円と同額になっている。平成 16 年度の入札で 4 社すべてが予定価格内で B 社・C 社・D 社の入札額の差がすべて 10,000 円となっている。

(5) 予算の正確性の検証

入札の結果、東西クリーンセンター合わせて当初予算計上額 4,987,000 円に対し、最終支出額 4,882,500 円で余剰差額 104,500 円が発生している。

余剰差額は、目内流用されており、流用先を精査した結果、問題は認められなかった。

(6) 対価としての妥当性について

積算の考え方

$$\begin{aligned} & \text{直接業務費} + \text{共通仮設費} = \text{純業務費} \\ & + \text{現場経費} = \text{業務原価} \\ & + \text{一般管理費} = \text{業務価格} \\ & + \text{消費税相当額} = \text{積算価格} \end{aligned}$$

は東部クリーンセンター・西部クリーンセンターそれぞれについて、作業ごとに、数量に単価を乗じて算定する。単価は、業者の見積単価に査定率を乗じて決定される。

は試料採取費に一定率を乗じて算定する。

は に一定率を乗じて算定する。

は から分析費を差し引いたものに一定率を乗じて算定する。

一定率は、下水道用設計書標準歩掛表に拠っている。

本業務の委託料の積算の考え方は上記のとおりで、一般管理費等は一定率を乗じて算定されており、詳細な内訳明細等を参照してまでは積算されていない。

本件委託業務の落札率が高率であることから、今後は、業者に詳細な経費内訳の提出を求めるなど、対価としての妥当性について検討する必要がある。

(7) 再委託の状況について

該当なし

(8) 事後評価の実施状況

経済性や効率性の観点からの事後評価は特に実施していない。なお、本委託業務は国の法律で義務づけられているものであり、その成果も金沢市のホームページで公開されている。

意見

東西クリーンセンターダイオキシン類測定調査業務委託料の積算においては、業者に詳細な経費内訳の提出を求め、対価としての妥当性を検討するとともに、実績報告書等に基づく事後評価を実施し、その結果を翌期以降の予算計上等に反映させる必要がある。

4. 市道幹線歩行者専用地下道清掃管理業務

委託業務区分	施設清掃
委託業務内容	地下道の清掃及び排水ポンプピット清掃
業務委託理由別分類	民間感覚により市民サービスの向上を図るため その他
款・項・目	土木費・道路橋りょう費・道路維持費
担当課	都市整備局土木部道路管理課
委託料	
1. 当初予算計上額	3,030,000 円
2. 最終支出額	2,730,000 円
委託履行期間	平成 19 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日
委託事業開始時期	平成 15 年度以前
委託契約先名称	金沢市清掃株式会社
委託契約先分類	営利法人
契約方法	指名競争入札
指名競争入札理由とするもの	工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約で、その性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき
契約期間	平成 19 年 4 月より 5 年契約（長期継続契約）
再委託の有無	無

(1) 委託業務の概要

清掃箇所 12 箇所について毎年 1 月を除く毎月 1 回（年 11 回）の地下道の清掃及び年 2 回の排水ポンプピット清掃（床面及び側壁面の水洗清掃）

(2) 業務委託理由について

特に記載する事項はない。

(3) 契約内容について

指名競争入札（長期継続契約）を実施している。

条例で施設の清掃にかかる委託業務は長期継続契約をできるものとし、規則においてその期間は 5 年を超えないものと規定されている。

しかし、実際の契約にあたっては、例えば、長期継続契約によって業者固定設備の調達を可能とすることで経費が節減できることなど、個別業務毎にそのメリットを具体的に検討しておく必要があるものと考えられる。期間を 5 年とすることについても同様である。

また、長期継続契約を締結した平成 19 年度の委託料は、前年度に比べ減額となっているが、これは対象地下道が県道として移管されたため、業務量が減少したことによるものである。

契約期間である 5 年間の間においても、委託業務の内容に大きな変更が生じる可能性が低いことを事前に検討すべきである。

意見

市道幹線歩行者専用地下道清掃管理業務においては、長期継続契約を締結するメリットや契約期間とともに、契約期間中に委託業務内容に大きな変更が生じないことを事前に検討したうえ契約を行う必要がある。

(4) 入札について

指名業者及び落札業者の状況について調査を行った。その状況については次に記載する。

指名業者は、長期継続契約を締結した平成 19 年度まで、毎年 5 ～ 6 者を変動させている。毎年度同じ業者で競争入札を繰り返していても競争の意義が弱いので指名業者を変動させることは評価できる。その意味ではこの委託業務は適正な競争が行われたことになるが、5 年間で指名が 1 度の業者が多数存在し、落札業者は 5 年間同じ業者であった。

指名業者、落札業者（価格は税込価格）

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
A社					
B社					
C社					
D社					
E社 (落札価格) (落札率)	5,040,000円 約93%	4,662,000円 約94%	4,777,500円 約96%	4,662,000円 約98%	2,730,000円 約98%
F社					
G社					
H社					
I社					
J社					
K社					
L社					
M社					
N社					
O社					
P社					
Q社					
R社					
S社					
T社					
U社					
V社					
W社					
X社					
Y社					

注 〃は指名業者、〃は落札業者である。

(5) 予算の正確性の検証

当初予算 3,030,000 円に対して最終支出額 2,730,000 円であり、300,000 円の不用額が生じたが、不用額は 1,000,000 円未満であり、予算は減額せず道路維持費内で他事業に流用した。

これは予算に対する割合から見ても、特に問題はないと思われる。

(6) 対価としての妥当性について
仕様書等を精査し、特に問題はなかった。

(7) 再委託の状況について
該当なし

(8) 事後評価の実施状況
委託料の実績は、毎年、次年度の予算の積算に反映することになっている。特に記載する事項はない。

5 . 用排水路流入口点検業務委託

委託業務区分	その他の委託
委託業務内容	用排水路流入口点検、土砂・ゴミの撤去集積、運搬積込・処理
業務委託理由別分類	業務の効率化及び人件費等その他経費の節減
款・項・目	土木費・河川費・河川維持費
担当課	都市整備局土木部内水整備課
委託料	
1 . 当初予算計上額	3,896,000 円
2 . 最終支出額	3,780,000 円
委託履行期間	平成 19 年 4 月 1 日 ~ 平成 20 年 3 月 31 日
委託事業開始時期	平成 15 年度以前
委託契約先名称	株式会社金沢環境サービス公社
委託契約先分類	営利法人
契約方法	指名競争入札
指名競争入札理由とするもの	工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約で、その性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき
契約期間	平成 19 年 4 月より 1 年契約
再委託の有無	無

(1) 委託業務の概要

本委託業務は、市街化区域内にある用排水路流入口 53 箇所について、適正な流量の確保を図るために実施するものである。

これまでに市が流入口に設置したゴミ収集用スクリーンは、103 箇所であり、そのうち、53 箇所点検（総点検回数 829 回）を実施している。

市が設置したスクリーンは町内会、土地改良区等に引き渡してスクリーンの管理を行わせる場合と、市が直接管理する場合がある。点検箇所は原則として市が直接管理するスクリーンであるが、引き渡したスクリーンでも地元で管理が困難なものについては点検を行っている。

(2) 業務委託理由について

特に記載する事項はない。

(3) 契約内容について

特に記載する事項はない。

(4) 入札について

指名競争入札であるので、指名業者及び落札業者の状況について調査を行った。

平成 16 年度～平成 20 年度の 5 年間についての指名業者を比較すると、前年度に対し毎年度、指名業者から外れる業者又は加わる業者がある。毎年度同じ競争を繰り返していても競争の意義が弱いので指名業者を変動させていることは評価できるが、その変動が最小限のものであった。できればもっと変動させて市場競争を活かした指名競争入札が好ましい。

落札業者は調査した 5 年間同じ業者であった。

指名業者、落札業者（価格は税込価格）

	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度
A 社					
B 社 (落札価格) (落札率)	3,675,000 円 約 98%	3,780,000 円 約 96%	3,780,000 円 約 90%	3,780,000 円 約 97%	3,864,000 円 約 99%
C 社					
D 社					
E 社					
F 社					
G 社					
H 社					

(注 1) は指名業者、 は落札業者

(注 2) H20 年度は当初契約

(5) 予算の正確性の検証

平成 20 年度では当初予算額 3,900,000 円、当初契約額 3,864,000 円、変更契約額 4,811,100 円、対予算不足額 911,100 円となっている。不足額は 1,000,000 円未満であり、財政課了承の上、河川維持費における委託費の残額で執行している。

概ね当初予算どおりの執行となっており、当初予算の算定は妥当と判断した。

(6) 対価としての妥当性について

仕様書等を精査し、特に問題はなかった。

(7) 再委託の状況について

該当なし

(8) 事後評価の実施状況

委託料の実績を、毎期の次期予算見積計算に反映することになっている。特に記載する事項はない。

意見

市が用排水路流入口に設置したゴミ収集用スクリーンについては、管理責任者、点検回数などが記載された台帳を一体的に整備するとともに、新規点検箇所を追加や点検回数の見直し及びその見直し理由を含め、台帳を常時更新する必要がある。

6．東部クリーンセンター炉内等清掃業務

委託業務区分	その他の委託
委託業務内容	東部クリーンセンター炉内等清掃業務
業務委託理由別分類	知識・技術の高度化により直営による対応が困難
款・項・目	衛生費・清掃費・ごみ処理費
担当課	環境局環境政策課
委託料	
1．当初予算計上額	3,780,000 円
2．最終支出額	3,255,000 円
委託履行期間	平成 19 年 4 月 27 日～平成 19 年 12 月 21 日
委託事業開始時期	平成 15 年度以前
委託契約先名称	株式会社金剛
委託契約先分類	営利法人
契約方法	不調随意契約
随意契約理由とするもの	不調随意契約（指名競争入札で落札者がいないので随意契約に移行したもの）
契約期間	平成 19 年 4 月 27 日～平成 19 年 12 月 21 日
再委託の有無	無

(1) 委託業務の概要

平成3年に東部クリーンセンターを開設した当初は、当該設備を建設した三菱重工業(株)に、随意契約で「炉内等清掃業務」を委託していた。

平成15年度以降は、指名競争入札を実施し、それ以降は、当該業者が当該業務を受託している。

当該業務は、定期点検やオーバーホールの前に行う炉内等清掃である。

左写真上から：一号炉灰押出機内部の清掃前・清掃中・清掃後

右写真上から：二号炉ストーカ下ホッパシュートの清掃前・清掃中・清掃後



(2) 業務委託理由について

委託の理由は、知識・技術の高度化により直営による対応が困難なためであり、確かに、東部クリーンセンター炉内等清掃には特殊な技術が要求される。

(3) 契約内容について

指名競争入札を実施したが、1回目の入札で予定価格以下の者がおらず、2回目の入札を実施しても、予定価格以下の者がいなかったため、最低入札業者と随意契約を行っている。

また、指名競争入札の業者選定は、当該業務に対する地理的条件、当該特殊な清掃の実績等を勘案して「賃貸借業務及びその他委託業務」の予定価格区分に従った等級を有する業者の中から監理課で決定されている。

(4) 入札について

平成 17 年度

業者 第 1 回入札

A 社 3,370,000 円 A 社が落札 落札率 100%

B 社 3,450,000 円

C 社 3,500,000 円

D 社 3,650,000 円

平成 18 年度

業者 第 1 回入札 第 2 回入札

A 社 3,050,000 円 3,000,000 円 A 社と不調随意契約

B 社 3,100,000 円 3,030,000 円

C 社 3,250,000 円 3,020,000 円

D 社 3,200,000 円 3,030,000 円

平成 19 年度

業者 第 1 回入札 第 2 回入札

A 社 3,800,000 円 3,600,000 円 A 社と不調随意契約

B 社 3,920,000 円 3,680,000 円

C 社 辞退 辞退

D 社 4,150,000 円 3,750,000 円

E 社 4,200,000 円 辞退

平成 19 年度は、E 社を指名業者に新たに加えたが、その他の業者は前年度と同じである。

平成 17 年度に、落札率 100% で第 1 回入札で落札しているのみで、平成 16 年

度・平成 18 年度・平成 19 年度は入札不調で随意契約に移行している。

また、受託業者はすべて A 社である。

(5) 予算の正確性の検証

不調随意契約の結果、当初予算計上額と最終支出額に 525,000 円の余剰差額が発生している。

余剰差額は、目内流用されており、目内流用した先を精査した結果、問題は認められなかった。

(6) 対価としての妥当性について

積算の考え方

直接業務費 + 共通仮設費 = 純業務費

+ 現場管理費 = 業務原価

+ 一般管理費 = 業務価格

+ 消費税相当額 = 積算価格

は、材料費・労務費・直接経費・複合経費から構成され、主に数量に単価を乗じて算定される。材料単価は、カタログ価格に査定率を乗じて決定される。労務費は、作業ごとの実績人数・工数に単価を補正したものを乗じて算出する。直接経費は、労務費の一定率である。

は に一定率を乗じて算定する。

は に一定率を乗じて算定する。

は に一定率以内を乗じて算定する。

一定率は、下水道用設計標準歩掛表に基づいている。

なお、材料単価の算定で、平成 17 年度までは当該業者の価格を用いていたが、より客観的な積算をするために「カタログ価格」を用いるようになっている。

本業務の委託料の積算の考え方は上記のとおりで、一般管理費等は一定率を乗じて算定されており、詳細な内訳明細等を参照してまでは積算されていない。

入札不調により随意契約となっていることから、今後は、業者に詳細な経費内訳の提出を求めるなど、対価としての妥当性について検討する必要がある。

(7) 再委託の状況について

該当なし

(8) 事後評価の実施状況

委託料の実績を、毎期の次期予算見積計算に反映している。

しかし、なぜ毎年度落札率 100% 又は不調随意契約となっているかの分析まではなされていない。

意見

東部クリーンセンター炉内等清掃業務委託料の積算においては、業者に詳細な経費内訳の提出を求め、対価としての妥当性を検討するとともに、実績報告書等に基づく事後評価を実施し、その結果を翌期以降の予算計上等に反映させる必要がある。